

**協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する
銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
の一部を改正する命令（案）の概要**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）における中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。